

上関原発反対
「朝の辻立ち」10周年ご案内

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より上関原発反対の為に格別のご尽力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、7月1日で「朝の辻立ち」を始めて10周年を迎えます。

10年目を迎えて原発予定地周辺の熊毛郡、周防大島町、柳井市、光市の皆様に向けて上関原発の現状と計画中止に向けての取り組みについてアピールを行います。

お忙しいとは思いますが「故郷を守る為に」私たちの未来を担う子供達の為にぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

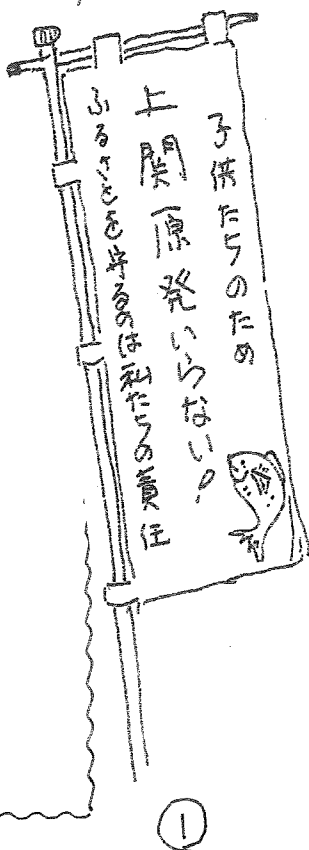
記

○日時 7月 1日(日)

- 7時00分～ 8時00分 辻立ち10周年国道188号ジョイフル平生店前交差点
- 8時00分～ 9時00分 ジョイフル平生店で朝食会
- 10時00分～10時30分 周防大島町小松、「丸久大島店前」
- 11時00分～11時30分 柳井市「大島駅前」
- 12時00分～13時00分 柳井市内 (昼食)
- 13時30分～14時00分 柳井市南町「ゆめタウン前」
- 14時30分～15時00分 田布施町中央南「マックスバリュ前」
- 15時30分～16時00分 光市室積「マックスバリュ前」
- 16時30分～17時00分 光市島田「アルク前」

- 参加者による街頭からの訴えと「のぼり、手作り看板」などで呼びかける。
- 街頭演説は、7カ所です。参加できる時間帯にご参加願います。

小 中 進
電話・0820-55-6291
携帯・090-8996-8378



7月1日(日) 小中さんの朝の辻立ち10周年に集まろうっ。

代表の小中さんが祝島の月曜デモに刺激を受けてはじめ、た毎朝の上関原発反対の辻立ちが7月1日(日)で丁度10年になります。

雨の日も、風の日も、雪の日も朝も、毎日、毎日、一時間半「子供たちのために上関原発いらぬっ。ふるさとを守るのは私たちの責任」という旗を

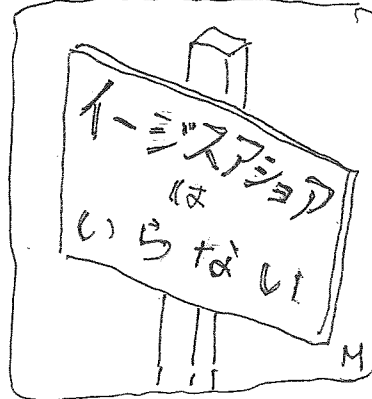
7月1日(日) 小中さんの朝の辻立ち10周年に集まろうっ。

次の集まり
2008年7月8日(日) 14時～
場所 周南市総合庁舎2F
ふれあいルーム

2008年6月10日の報告
原発いらぬっ。
山口ネットワーク

オ366号

代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町大字麻郷2208
Tel.Fax. 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵) 01590-5-27469
口座名 原発いらぬ、山口ネットワ
作製・印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 翠



持つて、無言で立ち続け、6月16日、3210回。

この行動は多くの人を感動させてきました。光市のシンガーソングライターの上田達生さんは「朝の交差点から」という歌をつくってくれました。

小泉純一郎さんと山口県へ講演に来るおれにさせたいのも小中さんのこの行動に感動されたことでした。

7月1日は10周年を記念して集まり、原発反対の世論を盛り上げましょう。

朝来ることが可能な方は、平生の交差点に駆けつけて下さい。あこの時間は、時間割にとつて、ご都合のいいところへ駆けつけて下さい。

中電またもや上岡町に8億円の寄付、

新聞記事です。 ↓ P 5

これって私たちの電気代から出ているお金でしょう。電力会社をいけばん儲けさせているのは一般家庭の消費者。大企業へは電気を安く売るのでヘリ儲けが多い。

従って、私たちには文句を言う権利がたっぷりあります。

「勝手にことをするな申電さん！」

私たち電力消費者が望んでいるのは

「原発のない未来」。



3・24 県民大集会にこのられた。上岡原発を建てさせないの意志を山口県知事に伝えるため5月15日に県への申し入れを行いました。

県から申し入れ会場に入る人数を制限されたため21名で行いました。

県への申し入れ書と質問です。 ↓ P 5

6月6日に県からの回答がありました。県知事宛に申し入れをしたのに回答は「高エネルギー部理事」からで、県知事は「原発問題には答ええないのか、いったい何のために知事がいるのかと思っしてしまいます。

上岡原発問題よりも「花博」の方がお大事なのではないか。

県からの回答書です。 ↓ P 6

6月はじめ、環境者は汚染土を農地造成に再利用することを決めた。

日経新聞のデジタル版より ↓ P 6

私たちが環境者にのぞむのは放射能に汚染されない環境を与えていくこと。

そのためには放射性物質を拡散させず、とじこめるようにきびしく見張ってくれる官庁であることだ。しかし今環境者がつづけていることは真逆のことばかり。

このまゝでは、全国土が汚染され、外国からも放射能汚染土が持ち込まれるのではない。

「原発ゼロ基本法案」経済産業委員会への付託が決定。充分な審議がなされるよう働きかけよう。

FOE(フレンドオブ・ピース)JAPANの満田さんのネットでのよびかけです。 ↓ P 8



新潟県知事選の結果。

まんがパンフでお世話になさっている高不章次さんのネットへの発信です。 ↓ P 7

その他「原発に聞かせるニュース」

●九電玄海4号が再稼働、九電4基が稼働体制に。(6/16)

●島根3号機審査申請のため中電が住民説明会をはじめた。(6/17中国)

●上岡町議会、福島視察へ。賛否両派の全議員。 ↓ P 4

●米、ポルトニウム削減要求。(6/10日経)

●再処理工場ポルトニウムを生産している場所ではない。仏が高速炉計画縮小へ。(6/25みづうり)

●東海再処理施設(茨城県東海村)廃止作業へ。(6/14中国)

●超危険な施設。一兆円70年かかる。

●川内1号機運転再開。2号機定検中8月まで。(5/31中国)

●今夏節電要請なし。経産省。(5/21みづうり)

●中電今夏の電力供給安定。予備率17.5%。(6/9中国)

※予備率は3%あれば充分とされている。電力は余る、人口は減る。この上になぜ「原発をほしがるのか」。

避難移住者カフェ やまぐち

6月17日、下松市でのカフェに参加しました。川内、佐賀、伊方と3つの原発からの放射能の射程距離内に入ってしまった私たちとしては他人事ではないフクシマの事故を身をもって体験された方々のお話。まが準備すべきは110サポートとわれどキャブ(お金がないよー!)福島では放射能被害は一斉変換で「凡評被害」と言いかえらう(政府の?)指示が出たとか衝撃の事実ばかり。



資料代 200円
ドリンク&スイーツつき

是非各地でのカフェにご参加下さい。
身近に東日本から避難された方が、
あれは、こんな場があることを
知らせてあげて下さい。(M)

これからも避難移住者カフェの開催を予定しています。どうぞお出かけください。
2018年10月 下関市、11月 山口市、12月 萩市

主催・山口県避難移住者の会
問合せ・浅野 090-2942-1364
nadjia@ah.wakwak.com

■例会の報告(6月10日)

・参加地域 田布施、光、下松、周南、山口

・現地のようす。

○今日は支部の新しいグループの人たち20名、平生町の子供たちなど、3つ々つのグループが祝島へびわ狩りに行かれて、10時30分に豊津を出る船は大変に賑やかでした。

びわは葉も実も種もすぐく葉効があつて身体にいゝ。びわの葉とこまかく刻んだものを洗酎に漬けておいたのを肌にあるとシミが取れる。

びわ葉を濃く煮つめたものを作つておいて傷口にのると、しみないし、決して化膿することがない。^{日あるとどう}

葉っぱを異部にあけると楽になる。ガンにも効果。葉っぱは新葉より古いものの方がいい。葉を煮たケバをきれいに掃きとつてからラップで30分に漬けて使う。

○5/19に田の浦へ行つて見て、砂浜の真中を横切つている中電の仮橋が、金網は錆びてコンクリートの土台は波に打たれて崩れかかっているし、中にはゴミがたまつて汚ない。

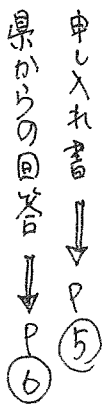
せつかくの美しい田の浦の浜が台無しだし、危険でもある。これを放置するとは、環境に配慮するといつても中電にふさわしくない。



・5/27小郡で行われたら、24県民大集會のまごめの実行委員会についで。

○県知事選と重なりすぎ、なか／＼賛同金を集められなくて、去年の半分くらいになったので、例年の祝島へのカンパもできなかった。収支報告書は先月号(5/25)のP⑨にあげます。

○5/15にはこの集會の意志を県に伝えるための2人で、県に申し入れを行った。



申し入れた時点で、県は「上瀬原発計画は、新しい規制基準の審査対象にしない」という事実を知らなかつた。知らなれていなかったというべきか。

・5月23日の広島朝日新聞では上瀬(原)総が「建設準備中」に書いた。こちらの新聞には載つていなかったが、間違つた情報なので抗議したい。

・オマケエネルギー基本計画についてこのパブコメを出そう。締切は6月17日です。

原案については国も電力会社も10ヵ月ほど嘘の情報を出し続け、福島事故でそれが明らかになったのにまだ嘘をつき続けているのがこのエネルギー基本計画。

取り上げれば切りがないけど、例えば「発電中はCO2を出しません」と言うが、加圧水型の場合、圧力をかけるために稼働中はずっとどっかいターセルポンジンをまわしている。

・今日が新潟県知事選挙。米山知事の辞任が残念でならない。

新潟県知事選挙の結果について。 ↓ P⑦

・なんでこんな嘘つきの内閣がいつまでも続くのか。

経済がいくつというが、株が下らないのは年金基金をつつとみ、日銀が金をつつとんでいっているから。先のことばかりも考えこいない。

内閣府が入事権を握つていて三権分立も機能しなくなつていいる。

世襲議員をなくすれば変ると思っている。衆参合わせて260人くらいの世襲議員がいる。

教員(教)のくはこいしている。

これまで民主的だった自治会の中でも最近非民主的なことがある。

一人一人があらゆる場面で民主主義を求めた方がいい行ひなくとは。

・6月27日には中電の株主総会があります。

二十七日の時から。

祝島の皆さんが中電に抗議のためのバス1台で行かれるので、私たちも行きます。

・山口県は、中電の筆頭株主なのに、今年も自治体委任しました。 ↓ P⑦

●環境省が、6月1日除染土の農地造成への再利用を
決めた。

大きなゴミをのけて、農地づくばいとこうへどーん入れて
その上に5センチくらい土を置いて花などを植えるといふ。

日経新聞デジタル版の記事より↓

放射性物質の管理は、肉じこのるといふのが原則。
しかし、人形峠のウラン採掘で出たウラン残土を、動
燃(現在の原子力機構)はレンガに焼き固めて、こつ
の放射線を測って格安レンガとして全国で販売した。
汚染されたものをこのように売ってしまつたらもうど
うにもならぬ。

実際に測っているのはセシウムなどのガンマ線だけで、スト
ロンチウムやプルトニウムなどのアルファ線は測れない。
これらの核種が体内に入れば、内部ヒバフサせられ続け
る。その人が死んでも、ストロンチウムやプルトニウム
などはアルファ線を出し続ける。

●来年は統一地方選挙がある、夏には参議院選挙もある。
10月には田布施町長選(11月には
平生町長選)もある。
原発に反対の世論を政治に反映させて行きたい。

●7月1日(日)午後2時から岩国市役所前にて「爆音
はゴメン」市民集会があります。

●6月24日(日)は時々山口市の平川交流センターで
イージスアショアについての話があります。
イージスアショアについての防衛省の書類を見
ると、「イージスアショアの必要性」というところだ。
「北朝鮮は我が国を射程に収める弾道ミサイル
と数百発保有していまうし」などなど北朝鮮の
ウの攻撃にそなへることになりまふ。

米朝会談前の世界で決めたことを、状況が
すつかり変わった今ひつぱり続けるのは余りにも
理不尽...。なんとしても国民の世論をやめさせ
たい。
兵器こそが戦争をつくる。兵器をすく
話のロイを。

裁判の予定

- 伊方原発再稼働禁止の本裁判(岩国支部)
 - 2018年6月22日(土)午後2時〜
 - 原告の意見陳述。代理人の説明もあつた。
- 上関原発用地埋立禁止住民訴訟(山口地裁)
 - 2018年6月29日(日)10時〜
 - 判決です。
- 公有水面埋立禁止の裁判(山口地裁)
 - 2018年7月4日(水)11時〜
- 自然の権利裁判(山口地裁)
 - 2018年7月4日(水)11時30分〜
- 伊方原発再稼働禁止の仮処分(山口地裁) (岩国支部)
 - 2018年7月13日(金)午後1時(仮)
 - 小松正幸(環境大学名誉教授)の口頭弁論
が法廷で行われます。傍聴できます。

(是非傍聴に来て下さい)

●今回通信の印刷が早まりました。そのため、
とてもお礼になる6/29の判決の報告は次号になり
まふ。右の裁判の予定は、6/29、7/4、7/13と同じ
です。

上関町議会、福島視察へ

原発賛否両派の全議員

上関町議会は、10月、中国電力上関原発
に東京電力福島第一原 計画の賛否両派がとも
発事故の被災地などを、復興途上で事故の
全議員で初めて視察す 影響が残る被災地を訪
れ、原発計画との向き
合い方を考える。
具体的日程や視察場
所は今後詰めるが、廃
炉作業中の福島第一原
発や被災地で暮らす人
を訪ね意見を聞くなど
を想定。隣県の宮城県
の東北電力女川原発も
訪れる。

はす。賛否両派がとも
に行く意味はある」と
話している。
町議会はこの日定例
会を開き、会期を20
日までの9日間と決め
た後、2議案を上げし
た。(堀晋也)

原発推進派の西哲夫
議長は「ともに被災地
の現状を見聞するのが
将来の参考になる」と
説明。原発反対の山戸
孝議員は「原発の利点
も見るが、被災地では
影の部分が見えてくる

よく見て来てね。伝統ある美しい上関町を
無人の町やワコンパークだらけの町に
なんかしたくはないはず...

3・24県民大集会の意志を県知事に伝えるための申し入れを
5月15日に行った。

2018年5月15日

山口県知事
村岡 嗣政 様

上関原発を建てさせない山口県民連絡会
共同代表 那須 正幹
共同代表 田川 章次
共同代表 清水 敏保
事務局長 原 康司

上関原発計画予定地の公有水面埋立免許延長許可の撤回を求める申し入れ

平素から、県政発展と県民の安全や公共の福祉向上のために尽力されておられること
に対し、心より敬意を表します。

さて、一昨年2016年8月3日、知事は多くの県民の声を無視し、上関原発計画予定
地の公有水面埋立免許延長申請を許可しました。多くの県民が来年の期限切れを待たず
に許可を取り消すよう求めています。

本年3月24日、5回目となる「上関原発を建てさせない山口県民大集会 2018」に
は県内外からの2000人を越える人々が集まり、「上関原発はいらない、福島を忘れない」
と声をあげました。(別紙、集会宣言) また、2月に行われた県知事選挙では村岡
知事に投票した人の70%の人が上関原発計画には反対であると回答しています。(N
HK出口調査)。上関町議選でも原発反対票が増えています。さらに昨年は、中村敦夫
公演、河合弘之監督・弁護士の「日本と再生」上映会、小泉純一郎・元首相講演会(周
南市、1800人)などが多様な団体によって開かれ、県内各地で原発のない安全な山口
県を求める声は確実に広がっています。

率直にお聞きします。この趨勢をどう認識されていますか? 村岡県知事は、知事・政
治家として、個人・子どもを持つ父親として、上関原発計画にいかなる姿勢をお持ちで
すか。県議会やマスコミに答えている「エネルギー政策は国の専管事項」「地元町の
意見を尊重する」という従来の答弁でなく、心のこもった知事みずからの回答を願ひ
します。質問項目を別紙に添付します。 回答につきましては、申し入れ当日の回答に
加えて、書面でも行われることを要請いたします。

申し入れ事項

- 1 公有水面埋立免許延長許可を撤回し、許可申請を不許可とすること

質 問 項 目

書面での回答をお願いします。

また、回答は公開させていただきます。

5月15日の申し入れと話し合いのなかで明らかになったことを踏まえ質問を追加致し
ます。

1、国のエネルギー政策と原発

国のエネルギー政策において、「原発の新設・増設は明記されない」方向で固まりつつあ
りますが、県としてどのように認識していますか?

4月25日、4団体で経済産業省への申し入れを行った際に、「上関原発計画は、新しい
規制基準の審査対象に入っていない」「ホームページでは対象になっているが、近日訂正す
る」との回答がありました。事実の確認と県としての見解をお示しください。

2、公有水面埋立許可の期限切れへの対応

来年で上関町田ノ浦の公有水面埋立ての延長申請の許可期限を迎えますが、どのよう
に対処されますか。

3、原発事故と避難計画

東京電力福島第1原発の事故を受けて、原発事故は起こりうることを前提に避難計画が
策定され地方自治体の責任で対応することとなっていますが、中国電力の上関原発計画を
抱える山口県の対応を教えてください。

毎日新聞 18.6.10
中村敦夫さんの記事より

茨城県東海村元村長村上達也さんへの対話より

話題は、地方が原発やゴミ処分場を受け
入れ、中央の生活を支えるというこの国
のゆがんだ価値観だった。『少欲知足』
を説く中村さんと話して共有したのは、
地球規模の環境破壊が進む中、利便性や
効率性を最優先にする社会から脱しなけ

ればならない、という点です。現政権の
成長戦略の根本にあるのは経済至上主
義。金が金を呼び、欲が欲を呼び。これ
では原発からも抜け出せないし、最後
は身を滅ぼす。熱く語り合ひ「気づいた
ら午前2時になっていた」と苦笑する。

中村さんの許可を得て引用記事を
引用いたします。

「原発事故が起きて誰も逮捕されな
い。津波に罪をかせて、責任者が見え
ないようにしている。これはおかしい。
戦争と同じで戦犯がいるはず。私の
原動力は、誰も責任を取らないことに対
する公憤と義憤です」

中村敦夫

上関町に8億円寄付

中電、7年ぶりに復活

山口県上関町の柏原重海
町長は12日、同町で原発建
設計画を進める中国電力か
ら8億円の寄付があったと
明らかにした。中電の寄付
は東日本大震災の福島第1
原発事故の影響で準備工事
が中断して以来7年ぶりと
なる。
同町への中電の寄付はこ
れで通算6回の計32億円と
なると。2007年8月、
10年12月に2億8億円す
つ寄付された。町は中小学
生の医療費や高齢者のバス
運賃の助成に充ててきた。
11年3月の福島第1原発
事故後、電力会社から立地
自治体への寄付には批判が
高まったが、中電上関原発
準備事務所は「寄付を中断
したのは(世論とは)関係

ない。その都度の判断」と
説明。再開理由を「原発推
進への協力による手続きで
負担を掛けている。町財政
が厳しいと聞き、役に立
てほしい」として500万。
柏原町長がこの日の町議
会定例会で報告した。町は
寄付金を基金に積み立て
る。一部を18年度末から始
める風力発電の関連費用に
充てる方針だ。(堀晋也)

5月15日、上関原発を建てさせない山口県民連絡会の申し入れに対する県からの回答です。

平 3 0 商 政 第 2 8 7 号
平成 3 0 年 (2018 年) 6 月 7 日

上関原発を建てさせない山口県民連絡会

共同代表 那 須 正 幹 様
共同代表 田 川 章 次 様
共同代表 清 水 敏 保 様
事務局長 原 康 司 様

山口県商工労働部理事

「上関原発計画予定地の公有水面埋立免許延長許可の撤回を求める申し入れ」について (回答)

2018年5月15日に申入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 申入れ事項について

上関原発に係る公有水面埋立免許延長申請については、公有水面埋立法に基づき、適正に審査した結果、許可したものであることから、取消し等は考えていない。

2 質問項目について

(1) 「1、国のエネルギー政策と原発」について

①前段部分

現在、国においてエネルギー基本計画の検討が行われており、5月16日には総合資源エネルギー調査会基本政策分科会でエネルギー基本計画(案)について議論がなされ、5月19日にはエネルギー基本計画(案)に係るパブリックコメントが開始されたことは、報道等により承知している。

県としては、こうしたエネルギー基本計画の検討状況について引き続き注視していく。

②後段部分

県としては、平成21年12月に中国電力株式会社から経済産業大臣宛てになされた上関原子力発電所原子炉設置許可申請については、原子力規制委員会設置法の規定により原子力規制委員会に引き継がれて現在に至っているものと認識している。

お示しの国が回答したとされる部分については、貴団体関係者と国との間

のやりとりに係るものであり、直接の当事者ではない県から国に事実確認をすることは考えていない。

(2) 「2、公有水面埋立許可の期限切れへの対応」について

公有水面埋立法においては、事業者から申請がなされた場合は、その時点において、正当な事由の有無を審査し、許可の可否を判断することとなっており、公有水面埋立法に従い、適切に対処する。

(3) 「3、原発事故と避難計画」について

原子力災害における避難計画については、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法等に基づき、関係する地方公共団体が地域防災計画の原子力災害対策の中で定めることとされている。

この計画については、一般的には原子炉設置許可以降、運転開始までの間に、原子力災害対策指針等を踏まえ国や関係市町、関係機関と協議を行いながら策定することとなる。

除染土、農地造成に再利用 環境省方針

社会

2018/6/3 18:18 (日経デジタル)

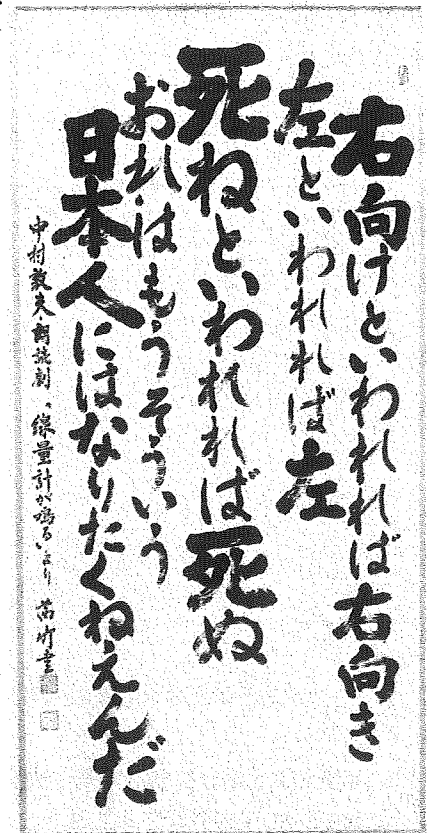
保存 共有 印刷 寄附 その他

環境省は3日までに、東京電力福島第1原発事故に伴う除染で生じた土を、園芸作物などを植える農地の造成にも再利用する方針を決めた。除染土の再利用に関する基本方針に、新たな用途先として追加した。食用作物の農地は想定していない。

工事中の作業員や周辺住民の被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう、除染土1キログラムに含まれる放射性セシウム濃度を制限。くぼ地をならす作業に1年間継続して関わる場合は除染土1キログラム当たり5千ベクレル以下、1年のうち半年なら8千ベクレル以下とした。除染土は、最終的に厚さ50センチ以上の別の土で覆い、そこに花などを植える。

福島県飯舘村の帰還困難区域で今年行う実証試験にも適用。村内の除染土を区域内に運び込んで分別し、5千ベクレル以下の土で農地を造成し、花などの試験栽培を行う想定だ。

環境省は2016年6月、膨大な量の福島県内の除染土を減らすため、8千ベクレル以下の除染土を道路などの公共工事で再利用する基本方針を示した。昨年4月、想定される用途先に公園を含む緑地の造成を追加し、徐々に増やしている。ただ、周辺住民の反発も予想され、実際に再利用が進むかは見通せない。〔共同〕



「線量計が鳴る」の決めぜりふを書いた鴨田西竹さんの作品—国際架橋書会提供



書台に立つ中村敦夫さん

6月10日 毎日新聞より

イベント情報			
6月27日(水) 9時から抗議行動	中国電力株主総会10:00~	広島市中電本社前	
6月29日(金) 10:00~	上岡原用地埋立禁止 住民訴訟	山口地裁・ 報告会・弁護士会館	弁護士会ヒース 083-232-7167
6月30日(土) 14:00~16:00	中村敦夫朗読劇 「線量計が鳴る」	光市民ホール・小ホール 前1000円	
6月30日(土) 13:30~15:30	安保法制違憲訴訟 22回総会	山口市労福協会館 4F	通083-932-0465
6月30日(土) 14時~16時	福島原発被災者 あらかふさんの話を聞いて ください	下関市・カトリック細江 教会ホール (下関市細江町1-9-15)	通090-2506-2604(奥口)
6月30日(土) 9:00~	イギリスアショアに112小野寺 防衛大臣が講演に来る 河村建夫氏のスピーチ	下関市新川 アショアホテル前	
7月1日(日) 7:00~ 17:00	小中 進さん 上岡原反対「朝の出立ち」 10周年	188号ミール平生店前 交差点~大島→柳井 →田布施→光	通0820-55-6291(小中)
7月1日(日) 14:00~15:00	爆音はごめんだ市民集会	岩国市役所前公園	
7月4日(水) 11:00~ 11:30~	公有水面埋立差止め裁判 自然の権利裁判	山口地裁	
7月8日(日) 14:00~	原発いらん!山口ネット 例会	周南市総合庁舎2F 3Fにあるホール	0820-55-6291(小中)
7月11日(水) 11:40~	朝鮮学校の補助金を 復活せよ。座り込み。	山口県庁前広場	083-223-9355
7月13日(金) 13:40~	伊方原再稼働差止め 仮処分7回審尋 小松正幸(仮処分名譽放 授)の口頭弁論	地裁 岩国支部	
7月22日(日) 14:00~16:30	伊波洋一さん(沖縄選出の 参議院議員)の話	カリエンテ山口ホール	市民連合@やまこ5
8月11日(土祝) 下地禎明さんの沖縄戦の 話	平和ってなんだろう。 下地禎明さんの沖縄戦の 話	周南市保健センター 1Fホール(賞)500円	沖縄の話をきく会実行委 0834-88-3212
9月8日(土) 15:00~17:00	山城博治講演会	山口県セミナーハウス 2F 600円	74ネスト支部・下関・山口 070-5522-0696

新潟県知事選(6月10日投票)の結果について。

まんがパワコンでお世話になっている高木章次さん(ネットワの会員でもあります)からのネットへの発信です。

新潟県知事選挙の結果は、池田氏は落選となり花角氏が当選しました。投票率は58.25%で、前回は5.20ポイント上回りました。

花角 英世 546,670票
池田千賀子 509,568票
安中 聡 45,628票

再稼働反対を明確に打ち出し、米山県政を高く評価していた安中氏の票を足すと、555,196票です。花角氏の票を8,562票上回ります。
555,196-546,670=8,562票

1票差でも負けは負けです。しかし、新潟県民の投票者の過半数は花角氏に投票しなかったということは事実です。このことを忘れず、また人に伝えていかなければと思っています。※負けた原因はいろいろあるのでここでは触れません。

た同社株の配当は約17億円
で一般財源に充てた。行財
政構造改革を進める中、中
電株の取り扱いについて
「安定的に配当が入ってい
る。長期的に財政運営をし
ていく中で、売らずに保有
する方がいい」と話した。

山口県、株主総会欠席
中国電力の筆頭株主の山
口県は、27日に広島市中区
にある株主総会に関し保
有する約340万株(発
行済み株式の9.9%)の
議決権行使書を白紙で提
出する。白紙提出は8年連
続。
村岡嗣政知事が13日の会
見で「これまで通り会社の
経営への関与、参画はしな
い基本方針で臨む」と述べ
た。白紙提出は会社提案の
議案への賛成と見なされ
る。総会は欠席する。
2017年度に県へ入っ

山口県は中電の筆頭株主。配当金をもらうことも
文句を言っていないんだから、村岡知事さん。
「電力も余るんだから、これ以上、上岡を苦しめるの
はゆめてほしい」と言うぞ下はいい。

『原発ゼロ基本法案』が

経済産業委員会へ付託されました。

自公の多数派にもみくちやにされたいよう目を光らせよう。

FoE(フロンティア・アース)の満田夏花さんからネット上の発信です。

みなさま(重複失礼・拡散歓迎)

FoE Japanの満田です。

今年3月9日に、立憲民主党、共産党、自由党、社民党および無所属の議員たちが提出した「原発ゼロ基本法案」。このほど、経済産業委員会への付託が決まったそうです。尽力されたみなさまに感謝いたします。私たちの希望もこもった、原発ゼロに向けた法案です。いろいろなご意見はあるかもしれませんが、私自身は、十分に練り上げられたよい内容だと考えています。しかし、おさなりの審議で、あつという間に否決されてしまうこともありえます。

経済産業委員会の理事たち(とりわけ、自民党、公明党)に、十分な審議時間の確保を求めています。委員会の名簿は以下からみることができます。
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_iinkai.nsf/html/iinkai/iin_j0090.htm

衆議院の経済産業委員会の委員長・理事は以下の議員たちです。

原発ゼロは、党派を超えた国民の希望でもあります。支持していてもいなくても関係なく、自公の議員に「原発ゼロ法案は国民の関心事です。貴党も公約に、原発依存度の低減をかかげています(公明党は脱原発が公約)。十分な審議を!」と呼びかけましょう!

<衆議院・経済産業委員会>

○委員長 稲津 久いなつ ひさし 公明(北海道10区)
 国会事務所 TEL: 03-3508-7089 FAX: 03-3508-3869
 岩見沢事務所 Tel: 0126-22-8511 Fax: 0126-22-8518

○理事 城内 実きうち みのる 自民(静岡)
 浜松事務所 電話 053-430-5789/FAX 053-430-5756
 国会事務所 電話 03-3508-7441(直通)?FAX 03-3508-3921

○理事 平 将明たいら まさあき 自民(東京第4区)
 衆議院第一議員会館 914号室 衆議院代表からつないでもらえます
 TEL: 03-3581-5111(代表)
 自由民主党東京都第四選挙区支部
 TEL: 03-5714-7071 FAX: 03-3739-2581

○理事 辻 清人つじ きよと 自民(東京第2区)
 台東区事務所 Tel: 03-6802-4701 Fax: 03-6802-4702
 衆議院議員会館事務所 Tel: 03-3581-5111 Fax: 03-3508-3738

○理事 富樫 博之 とがし ひろゆき 自民(秋田)
 とがし博之後援会事務所
 TEL: 018-839-5601 / FAX: 018-839-7911
 国会事務所: TEL: 03-3508-7275(直通)/FAX: 03-3508-3725

○理事 吉川 貴盛 よしかわ たかもり 自民(北海道)
 お問合せフォーム
<http://tyoshikawa.com/contact.html>
 北海道事務所: TEL: 011-728-3880 FAX: 011-728-3885
 議員会館事務所 TEL: 03-3508-7451 FAX: 03-3508-3281

○理事 落合 貴之 おちあい たかゆき 立憲
 ←東京都・世田谷選出の方です。応援しましょう。

○理事 浅野 哲あさの さとし 国民(茨城)
 ←国民民主党も、賛成して!と。
 ご意見・ご要望フォーム
<https://asanosatoshi.com/mailform.html>
 日立事務所: TEL: 0294-21-5522 FAX: 0294-21-3014

○理事 富田 茂之 とみた しげゆき 公明
 国会事務所 TEL 03 (3508) 7052 FAX 03 (3508) 3852
 千葉事務所 TEL 043 (202) 8070 FAX 043 (202) 8072

また、国会の外でも話題にして、盛り上げていきましょう。

※原発ゼロ 紹介動画
<https://www.youtube.com/watch?v=iZb3Jfo8ts>

- ※原発ゼロ基本法案の内容
- ・稼働中の原発の速やかな停止
 - ・原発の新増設、建て替えの禁止
 - ・核燃料サイクルからの撤回
 - ・法施行後5年以内の全原発の廃炉
 - ・電力需要の削減(公共施設の省エネ、建物の省エネ化など)
 - 2010年比で2030年までに30%以上削減
 - ・再生可能エネルギーの促進(送配電の分離、電力系統の適正化など)
 - 2030年までに再生可能エネルギーの電気供給量に占める割合を40%以上に

自民党には小泉氏のような原発に反対し、行動する人もいない。が、だのうと言えそなく見てはいけぬ。電事連をはじめ原子力関係の多額の献金を受けている議員たちは下の記事の通り。原発事故で国民が苦しむことなど、何も思っていないのだ。福島での事故の時、多くの政治家の家族はシンガポールへ逃げたという。

18.6.14 早期再稼働を提言へ
 自民党電力安定供給推進議員連盟(会長 細田博之・元官房長官)は、政府のエネルギー基本計画見直しに合わせ、原子力発電所の早期再稼働を求める提言案をまとめた。14日の会合で決定し、政府に提出する。提言案は、電力コスト削減と安定供給、温室効果ガス削減のため、「原子力(発電)の早期再稼働を強く要請する」とした。また、政府が今夏をめどに閣議決定する新たな計画に、原子力規制委員会などの再稼働審査手続きの迅速化、効率化を盛り込むよう求めた。

18.6.4.中口
 安倍政権退陣求めデモ 森友学園に関する文書改ざんの調査結果公表を直前に控えた3日、安倍政権や財務省に抗議するデモ行進が東京・新宿であった。参加者は「もううんざりだ安倍政権」「隠蔽(いんべい)、捏造(ねつぞう)なんでもありかよ」「などシュプレヒコールした。学生ら幅広い世代が参加する市民団体「未来のための公共」が呼び掛けた。参加者は太鼓を鳴らし、ヒップホップのリズムに合わせてコールを繰り返した。森友学園の国有地売却の資料改ざんやセクハラ問題のあった財務省には「改ざん、セクハラいいかげんにしろ」と声を張り上げた。

記事はらっやいけど、大きな未来がまっている!

18.6.2.中口
 野党統一候補 擁立へ要請書 山口の市民団体

共産など野党の異組織に要請書を出した。要請書は、憲法9条の改正反対▽特定秘密保護法や安全保障法制などの白紙撤回▽原発ゼロ実現など7項目で一致する候補者を立てるよう求めている。@やまぐちは「スツコケ三人組」で知られる児童文

作家の那須正幹さん(75)が参加。県庁で記者会見した那須さんは「安倍自民党政権の過半数割れが最大目標。各党とも自民党の横暴には不満があり(擁立の)方向になるのではないかと期待した。」

ほんとうの意味での共同になるように!

目からウロコの“日米地位協定” 布施祐仁 改憲の前に「日本の主権」を回復すべき……

『改憲・戦争に反対する12の理由』
「日米地位協定」と
「朝鮮国連軍地位協定」にもとづき
日本に米軍基地が置かれ、
朝鮮有事の際には
日本も自動的に交戦国となる。

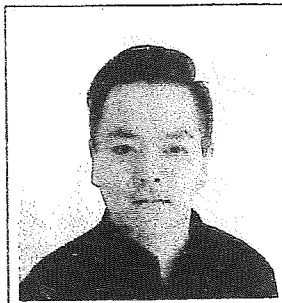
ジャーナリスト 布施祐仁

No.430 2018・4季刊 社会運動(抜粋)

05 日米地位協定

改憲より「日米地位協定」の改定を!

日本が他国を攻撃しなくとも、自動的に戦争に巻き込まれてしまう。「日米地位協定」「朝鮮国連軍地位協定」を締結しているからだ。米朝有事の際には、日本の自衛隊が出撃しなくとも、在日米軍基地が米軍の補給拠点としての兵站(へいたん)基地になる。米軍への補給活動とは、事実上の参戦行為である。日本が「自動的に」参戦国になるのだ。この構造が、なぜ生まれ、なぜ今も続いているのか。『主権なき平和国家』の強調者である布施祐仁さんに解説していただいた。



ジャーナリスト 布施祐仁

在日米軍に与えられた特権 「日米地位協定」

——そもそも、「日米地位協定」とはどのような内容なのでしょう。

現在日本には128の米軍基地や訓練区域があります。日本政府がこれらの基地をアメリカに提供している根拠となっているのが、「日米安保条約」と「日米地位協定」です。いずれも1960年に調印・批准されました。

日米安保条約の第6条は、アメリカは日本の安全と極東の平和を維持するために、日本に米軍基地をおくことが出来ると定めています。そして、日本に駐留す

る米軍の法的地位を定めているのが、日米地位協定です。

通常、日本国内では国籍に関係なく日本の法令が適用されます。これを「属地主義」と言います。この原則に「例外」を設けるのが日米地位協定です。日米地位協定を一言で表現するならば、「日本で活動する米軍にさまざまな特権を認める協定」なのです。

多くの日本人はこの「例外」を当然のように受け入れて来ましたが、しかし、アメリカが世界中の国々と結んでいる地位協定と比べてみても、日本が米軍に与えている特権は際立っており、「主権を放棄している」と言っても過言ではありません。

さらに問題なのは、その日米地位協定すらきちんと守られていないのです。「日米合同委員会」で地位協定の実際の運用ルールを決めているのですが、そこで条文の拡大解釈が行なわれているからです。しかも、日米合同委員会の協議内容は原則非公開とされているため、「ブラックボックス」になっています。

——「在日米軍に与えられた特権」による問題についてお話しください。

最近の事件としては、2016年12月に沖縄県名護市の東海岸にオスプレイが墜落して大破しました。17年11月にも東村高江(ひがしそん・たかえ)に米軍ヘリが墜落炎上。翌12月には普天間基地のそばにある小学校の校庭にヘリの窓枠が落ち、その数日前にも保育園の屋根にヘリの部品が落ちてきました。

こうした事故が起きたとき、住民は「せめて事故原因が判るまで飛ばさないでほしい」と要求し、日本政府も一応、再発防止策を要請しますが、米軍はそれを無視して飛行を再開します。日本側は、飛行を止めさせることができれば、事故原因の究明にも手出しできないのです。

これは、日米地位協定で、日本側が米軍の運用に関与できない関係になっているからで、「基地ですべての管理権を行使する権利」が米軍にあるという「特権」を定めています。

事件捜査に関しても、日米地位協定の本文では、日米相互に捜査協力を義務付けています。

ところが、日米地位協定の条文解釈を規定している「合意議事録」の中には、「合衆国軍隊の財産について捜索、差し押さえ、または検証を行なう場合には米軍の同意が必要」という文言があります。

これがあるために、米軍機が墜落しても日本の警察は事故機に指1本触れることができず、独自に事故原因を調べることもできないのです。そして、地元自治体や日本政府が原因究明まで飛行停止を求めても、米軍は「安全が確認された」と一方的に宣言して飛行を再開します。こんな状況では、日本はまともな「主権国家」とはいえませんし、国民のいのちや安全を守ることも出来ません。

——「日米地位協定がある限り、北方領土が返還されることはない」と言われます。

日米地位協定では、アメリカは「日本のどこにでも施設・区域の提供を求める権利がある」とされています。アメリカ側に「求める権利」があるとしても、日本側にも「断る権利」があるはずですが、ところが、外務省の内部文書である「地位協定の考え方」(条文の解説書)によると、基本的には日本側が拒否しないことが前提になっているというのです。

しかも、その「日米地位協定の考え方」には、「北方領土が日本に返還される場合、日本はロシアに対して『北方領土に米軍基地を置かない』と約束することはできない」とまで書かれています。

ロシアにしてみれば、自国の目と鼻の先に米軍基地が作られるなら、北方領土を返還することは当然できないでしょう。領土問題に関する交渉も、自国の意思だけではできず、外国にお伺いを立てなければならぬ国が、はたして「主権国家」と言えるのでしょうか。

米軍の軍事行動に巻き込まれる 「朝鮮国連軍地位協定」

——在日米軍基地を拠点にした米軍の軍事行動に対しても、日本政府はストップさせられないのでしょうか。

今、最も懸念されるのが、北朝鮮に対する先制攻撃です。アメリカが北朝鮮を先制攻撃すれば、北朝鮮は在日米軍基地に反撃してくる可能性があり、そうなったら日本も戦争に巻き込まれることになります。

日本がまだ連合国の占領下に置かれていた1951年、当時の吉田首相とアメリカのアチソン国務長官との間で、日本の主権回復後も「朝鮮国連軍」に対して基地

を提供し、その活動を支援すると約束する「交換公文」を結びました。これに基づき、1954年、「朝鮮国連軍」の日本における法的地位を定めた「朝鮮国連軍地位協定」を結んだのです。この二つは今も生きています。そのため、日本政府には米軍基地の使用を拒否することが、残念ながらできません。

朝鮮は1945年8月15日、連合国軍の手によって日本の植民地支配から解放されましたが、北緯38度線以北をソ連が、以南をアメリカが占領当地する形で南北に分断されてしまいました。1948年には、北部に朝鮮民主主義人民共和国、南部に大韓民国という2つの国家が成立。1950年6月に北朝鮮が韓国に侵襲して朝鮮戦争が勃発。その後、米軍が指揮する「朝鮮国連軍」と中国軍が介入し、300万人が亡くなりました。1953年に、北朝鮮と中国軍と「朝鮮国連軍」を率いる米軍司令官の三者が「朝鮮戦争休戦協定」を結びました。これにより、約3年間続いた戦争が一時的に終結し、現在も「休戦中」となっています。

現在、朝鮮国連軍の司令部は韓国にありますが、日本にも「後方司令部」が東京の横田基地に置かれています。また、七つの米軍基地(横田、座間、横須賀、佐世保、嘉手納、普天間、ホワイティビーチ)が朝鮮国連軍の基地にも指定されています。

アメリカが北朝鮮を先制攻撃すれば、朝鮮戦争の休戦協定は破られ、再び戦争状態に突入します。その瞬間、朝鮮国連軍地位協定が動き出すのです。

朝鮮国連軍地位協定では、朝鮮半島の有事に際して、日本は在日米軍の主要基地を国連軍に使用させ、出入国を認め、兵站調達に便宜をはかることになっています。したがって、米朝間で戦争が始まれば、自動的に在日米軍基地は米軍を中心とする「朝鮮国連軍」の補給拠点となるのです。

——「もしアメリカが北朝鮮を攻撃する時には、必ず日本政府と事前協議を行う」と、確約させられないのでしょうか。

形式的に、アメリカが北朝鮮への攻撃に在日米軍基地を使用する場合は、事前協議が行われることになっています。しかし、そこで日本側が拒否することは全く想定されていません。なぜなら、先ほど述べた1951年の「吉田・アチソン交換公文」が今も生きているからです。

朝鮮戦争後の50年代後半に中国と台湾の間で軍事的緊張が高まりました。米軍が台湾海峡に向う状況下で、日本国民の中で「戦争に巻き込まれる」という懸念が急激に高まりました。

そこで当時の岸信介首相（安倍首相の祖父）は1960年、日米安保条約に「事前協議制」を盛り込んだのです。「日本の基地からの戦闘作戦行動については日米両国が事前に協議する」というきまりです。ところが、その裏では、いくつかの密約を結んでいたのです。その一つが「朝鮮戦争が再び起きた場合は事前協議の対象から外す」というものでした。

それ以降、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク・アフガニスタン戦争といずれの場合も、事前協議を行わずに在日米軍機が出撃しています。日本は、1952年の「サンフランシスコ平和条約」の発効をもって主権を回復し、「戦時」から「平時」になったはずですが、実際には、未だに休戦下の朝鮮戦争という「準戦時」体制に組み込まれているのです。

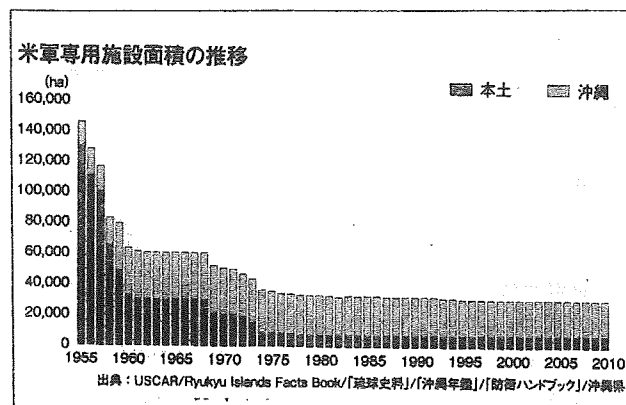
アメリカと同盟関係にある他国、例えば、トルコの場合、2003年のイラク戦争のとき、アメリカは後方拠点や出撃拠点をイラクの隣国トルコに置こうとしました。トルコ政府は一旦了承しましたが、議会が認めず、アメリカはクウェートを拠点とする作戦に変更を余儀なくされたのです。

1986年のリビアを爆撃する際にも、イタリアの空軍基地を使用しようとしたものの、イタリア政府から断られています。同盟国といえども、自国の安全に重大な影響が出かねない場合は米軍の基地使用に「ノー」と言うのは、主権国家として当然のことなのです。

「基地問題」を「沖縄問題」にしてきた日本

——日本の歴代政権は、なぜ「日米地位協定」を改定してこなかったのでしょうか。

旧日米安保条約が締結されたのが1951年のことですが、当時から、現在の日米地位協定とほぼ同様の「行政協定」がありました。ところが1960年の「日米安保条約改定」に向けて、自民党内でも「行政協定は占領時代の名残だ」と言う批判が高まり、外務省が中心に



なって改定案を作りました。しかし、アメリカが拒否したのです。「日米安保条約において、アメリカは日本を防衛する義務を負っているが、日本はアメリカに対してその義務を負っていない。そうした片務的な条約にもかかわらず、日本が対等な地位を要求しても合意できない」とアメリカがはねつけたのです。

これ以降、日本政府はただの一度もアメリカに日米地位協定の改定を提案していません。

その理由の一つには、「日本がアメリカに一方的に守ってもらっている限り、アメリカが改定に応じることはないだろう」と信じている人たちが、政府や与党だけでなく国民にも多数いることがありそうです。

しかし、「日本がアメリカに一方的に守ってもらっている」と言う認識は正しくありません。なぜなら、アメリカは日本を守るために米軍基地をおいているわけではないからです。

現在の日米安保の役割分担では、日本防衛はもっぱら自衛隊の役割で、在日米軍は「アメリカの国益にとって、一番プラスになる世界秩序を維持する」ことを目的に日本に駐留しているのです。実際、これまでの多くの米政府や米軍の高官が、「日本防衛を任務とする在日米軍は存在しない」と証言しています。

——それにしても、なぜ日本の主権にかかわる地位協定問題が、これまでほとんど議論されずにきたのでしょうか。

1950年代、米軍基地は沖縄だけでなく日本全土にありました。しかし、反戦・反基地運動の高まりや、群馬で起きた米兵による日本人女性射殺事件などによって全国的に反米感情が広がり、日米両政府は「安保体制が維持できなくなる」という危機感を抱きました。そこで、日本本土にいた米軍の地上部隊を全面的に撤退させ、そのうち海兵隊の部隊を当時、米軍の占領下にあった沖縄に移したのです。そのことによって、日本本土からは基地被害が見えなくなり、日米地位協定の問題が「沖縄問題」にされてしまったのです。

沖縄では、自民党沖縄県連の重鎮だった翁長武志・県知事をはじめ、経済界、運動団体を含めた広範な組織「オール沖縄（辺野古基地を造らせないオール沖縄会議）」までもが、「これ以上の基地負担は限界だ」と異議申し立てをしています。また、基地被害だけでなく、日米安保条約と日米地位協定があることで、日本全体がアメリカの戦争に巻き込まれるリスクがあることも、北朝鮮問題をめぐって見えやすくなっています。この2点から言っても、日米安保や地位協定のあり方を日本全体で考えていくチャンスだと思います。

他国は、地位協定を変えてきた

——地位協定が改定された海外の実例を教えてください。

外務省のホームページ「日米地位協定Q & A」の問4には、「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取り決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様です」と記載されていますが、全くのウソです。他国の地位協定の原則は、「自国の主権が第一にあって、例外的に必要な最小限の特権を認める」というものです。

ドイツとの地位協定では、米軍はドイツの法律を守らなくてはならないと記載されています。ドイツでは、東西ドイツが統一した1990年代初めに、地位協定が改定されました。「統一したのだから、平時の主権国家にふさわしい形に変える」というドイツの主張をアメリカが了承したのです。

かつてアメリカの植民地だったフィリピンでは、アメリカに有利な基地協定と地位協定が結ばれていました。フィリピンには、2つの大きな米軍基地があり、ベトナム戦争のときにも使用されましたが、国民世論を背景に何度も改定させています。

1986年には、「上院と国民の過半数の承認がある場合を除き、外国の軍事基地を認めない」という憲法が制定されました。その後、1991年に起きたピナトゥポ山の大噴火によって、米軍基地が大きな被害を受けたことも重なり、米軍は撤退しました。

イラクとアメリカが結んだ地位協定は、「米軍がイラク国内の基地を使用して、イラク国外での作戦を行うことを全て禁止した」ことです。これは、イラクに駐留していた米軍が、シリアの武装勢力に対して越境攻撃したため、「イラクがシリアの武装勢力からテロ攻撃を受けるかもしれない」という懸念が高まったからです。これほど進んだ地位協定を、最近までアメリカに占領されていたイラクが実現したのです。

結局、アメリカは、自国の国益のための米軍の駐留が現地住民の反米感情などによって脅かされた時に譲歩するのであり、その国がアメリカの防衛にどれだけ貢献しているかはほとんど関係ありません。これが、

現実の地位協定改定における力学です。

したがって、日本で地位協定が改定されないのは、「譲歩しなくても駐留できる」とアメリカは判断しているからです。日本以外の国で地位協定が改定されたのは、世論や運動の高まりがあったからに他なりません。

——「改憲より、地位協定の改定を優先すべきだ」と主張される理由をお話ください。

安倍首相は、憲法は「国の形、理想の姿を示す」ものだと繰り返しています。これ自体、国民の公権力を縛るという本来の憲法の性格を無視しており全く同意できませんが、「国の形」と言うのであれば、まずは普通の「主権国家」になるのが先決でしょう。自国が戦争に巻き込まれるかもしれない決定にかかわれず、領土問題の交渉さえ、自国だけでは判断できない制約下で、憲法を変えても、絵に描いた餅に過ぎません。だから「まず地位協定を変えて主権を取り戻す」ことが最優先課題です。それに、現在の従属的な対米関係のままでは憲法9条を変えれば、米軍による世界戦略の

中で、都合がいいように自衛隊が使われるだけなのは目に見えています。「海外で武力行使ができない」と言う9条の縛りがあったからこそ、従属的な日米安保体制の中でも、かろうじて自衛隊がアメリカの戦争で殺し殺されるということがなかったわけです。

自衛隊が「戦力=軍」とは位置づけられていないために、さまざまな制約があり、日本防衛にも支障があると指摘する人もいますが、現在も日本防衛のための武力行使は法律で認められているのですから、わざわざ憲法を変えなくても、法改正などで対応できること

です。さらに、国家防衛のためであっても過剰に武器を使用すれば刑法の殺人罪や傷害罪に問われる可能性があります。これは不条理です。こうしたことは改める必要があると思いますが、必ずしも憲法第9条の改正を必要とするものではありません。むしろ、自衛隊法の改正や自衛隊の武器使用基準の見直しなどで早急に対応すべきことではないでしょうか。

布施祐仁：ふせ ゆうじん
1976年東京都生まれ。『平和新聞』編集長。『ルポ イチエフ福島第一原発レベル7の現場』が日本ジャーナリスト会議による賞を受賞。『日米密約 裁かれない米兵犯罪』『経済的徴兵制』など著書多数。

参考図書：『主権なき平和国家—地域協定の国際比較から見る日本の姿』伊勢崎賢治、布施祐仁著 集英社 2017